

草津市公報

発行日 令和2年10月15日
 (毎月1・15日発行)
 発行番号 第 18 号
 発行所 草津市役所
 草津市草津三丁目13番30号
 電話番号(☎)077-563-1234

目次

◎ 規 則

草津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則（保険年金課）…………… 1
 草津市立幼稚園型認定こども園、保育所および幼保連携型認定こども園における給食の費用徴収に関する
 規則の一部を改正する規則（幼児課）…………… 1
 草津市建設工事執行規則の一部を改正する規則（契約検査課）…………… 1

◎ 告 示

草津市多子世帯子育て応援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱（幼児課）…………… 4
 草津市予防接種実施要綱の一部を改正する要綱（健康増進課）…………… 5
 新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律に規定する
 指定行事について（税務課）…………… 5
 草津市児童育成クラブ入会基準等に関する要綱の一部を改正する要綱（子ども・若者政策課）…………… 6
 草津市宿泊施設市民利用促進テレワーク支援事業補助金交付要綱（商工観光労政課）…………… 8
 公示送達について（納税課）…………… 13
 草津市新生児特別給付金給付事業実施要綱（特別定額給付金推進室）…………… 14
 草津市インフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱（健康増進課）…………… 16
 草津市予防接種実施要綱の一部を改正する要綱（健康増進課）…………… 18
 公示送達について（介護保険課）…………… 18

◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）…………… 19
 草津市立市民総合交流センター等指定管理者の募集について（まちづくり協働課）…………… 20
 草津市児童遊園の利用開始について（公園緑地課）…………… 20

◎ 監査委員告示

定期監査等の結果に関する報告の公表について…………… 20
 監査結果に基づく措置状況の公表について…………… 23

◎ 農業委員会告示

草津市農業委員会総会の招集について…………… 24

◎ 上下水道事業告示

草津市給水装置工事事業者の指定について（上下水道総務課）…………… 25

◎ 訂 正

草津市公報第17号の訂正…………… 25

規 則

草津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月16日

草津市長 橋 川 涉

草津市規則第71号

草津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

草津市国民健康保険条例施行規則（昭和56年草津市規則第6号）の一部を次のように改正する。

付則第8項中「令和2年9月30日」を「令和2年12月31日」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和2年9月16日揭示済み）

草津市立幼稚園型認定こども園、保育所および幼保連携型認定こども園における給食の費用徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月18日

草津市長 橋 川 涉

草津市規則第72号

草津市立幼稚園型認定こども園、保育所および幼保連携型認定こども園における給食の費用徴収に関する規則の一部を改正する規則

草津市立幼稚園型認定こども園、保育所および幼保連携型認定こども園における給食の費用徴収に関する規則（平成27年草津市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、保育所または幼保連携型認定こども園」を「、保育所、幼稚園型認定こども園または幼保連携型認定こども園」に改め、同条第8号中「平成26年政令第213号」の右に「。以下「令」という。」を加える。

第4条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者に

対する副食の提供は、給食費の徴収をしないものとする。

(1) 給食費徴収1号認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者に特定被監護者等が3人以上いる場合の第3子以降の子どもであって、当該教育・保育給付認定保護者および当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が77,101円以上97,000円未満である者（草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年草津市条例第30号。次号において「条例」という。）第13条第4項第3号イ(ア)に掲げる者を除く。）

(2) 給食費徴収2号認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者に特定被監護者等が3人以上いる場合の第3子以降の子どもであって、当該教育・保育給付認定保護者および当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が57,700円以上97,000円未満（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、市町村民税所得割合算額が77,101円以上97,000円未満）である者（条例第13条第4項第3号イ(イ)に掲げる者を除く。）

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2. 改正後の草津市立幼稚園型認定こども園、保育所および幼保連携型認定こども園における給食の費用徴収に関する規則の規定は、令和2年4月1日以後に提供する給食について適用し、同日前に提供された給食については、なお従前の例による。

（令和2年9月18日揭示済み）

草津市建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月1日

草津市長 橋 川 涉

草津市規則第73号

草津市建設工事執行規則の一部を改正する規則
草津市建設工事執行規則（平成 9 年草津市規則第13号）の一部を次のように改正する。

本則（第 9 条第 4 項、別記様式第 2 号、別記様式第 5 号、別記様式第 6 号、別記様式第 8 号、別記様式第 9 号、別記様式第12号から別記様式第15号までおよび別記様式第17号から別記様式第25号までを除く。）中「請負者」を「受注者」に改める。

第 9 条第 4 項中「請負者」を「受注者」に改め、「監理技術者」の右に「、監理技術者補佐」を加える。

別記様式第 1 号中

「

工事番号	第	号
------	---	---

」を

「

契約番号	
------	--

」に

改める。

別記様式第 2 号中

「

工事番号	第	号
------	---	---

」を

「

契約番号	
------	--

」に、

「請負者」を「受注者」に改める。

別記様式第 5 号中

「

工事番号	第	号
------	---	---

」を

「

契約番号	
------	--

」に、

「

請負代金額		円
-------	--	---

」を

「

請負代金額	金	円
-------	---	---

」に、

「

専門技術者		
-------	--	--

」を

「

監理技術者補佐		
専門技術者		

」に、

「草津市長 様」を「草津市長 宛」に、「請負者」を「受注者」に改める。

別記様式第 6 号中

「

工事番号	第	号
------	---	---

」を

「

契約番号	
------	--

」に、

「

請負代金額		円
-------	--	---

」を

「

請負代金額	金	円
-------	---	---

」に、

「請負者」を「受注者」に、「草津市長 様」を「草津市長 宛」に改める。

別記様式第 8 号および別記様式第 9 号中

「

工事番号	第	号
------	---	---

」を

「

契約番号	
------	--

」に、

「

請負代金額		円
-------	--	---

」を

「

請負代金額	金	円
-------	---	---

」に、

「草津市長 様」を「草津市長 宛」に、「請負者」を「受注者」に改める。

別記様式第10号および別記様式第11号中「請負者」を「受注者」に改める。

別記様式第12号中

「

工事番号	第	号
------	---	---

」を

「

契約番号	
------	--

」に、
「草津市長 様」を「草津市長 宛」に、「請負者」
を「受注者」に改める。

別記様式第13号および別記様式第14号中

「

工事番号	第	号
------	---	---

」を

「

契約番号	
------	--

」に、

「

請負代金額		円
-------	--	---

」を

「

請負代金額	金	円
-------	---	---

」に、

「請負者」を「受注者」に改める。

別記様式第15号中

「

工事番号	第	号
------	---	---

」を

「

契約番号	
------	--

」に、

「

請負代金額		円
-------	--	---

」を

「

請負代金額	金	円
-------	---	---

」に、

「草津市長 様」を「草津市長 宛」に、「請負者」
を「受注者」に改める。

別記様式第17号中「工事番号」を「契約番号」に、
「請負者」を「受注者」に、「草津市長 様」を「草
津市長 宛」に改める。

別記様式第18号中

「

工事番号	第	号
------	---	---

」を

「

契約番号	
------	--

」に、

「請負者」を「受注者」に改める。

別記様式第19号および別記様式第20号中

「

工事番号	第	号
------	---	---

」を

「

契約番号	
------	--

」に、

「草津市長 様」を「草津市長 宛」に、「請負者」
を「受注者」に改める。

別記様式第21号中「工事番号 第 号」を「契約番
号」に、「草津市長 様」を「草津市長 宛」に、
「請負者」を「受注者」に改める。

別記様式第21号の1中「草津市長 様」を「草津市
長 宛」に、「請負者」を「受注者」に、

「

請負代金額		円
-------	--	---

」を

「

請負代金額	金	円
-------	---	---

」に

改める。

別記様式第21号の2中「草津市長 様」を「草津市
長 宛」に、「請負者」を「受注者」に改め、「平
成」を削る。

別記様式第21号の3中「請負者」を「受注者」に、

「

請負代金額		円
-------	--	---

」を

「

請負代金額	金	円
-------	---	---

」に

改める。

別記様式第21号の4中「工事番号 第 号」を「契
約番号」に、「草津市長 様」を「草津市長 宛」
に、「請負者」を「受注者」に改める。

別記様式第22号および別記様式第23号中

「

工事番号	第	号
------	---	---

」を

「

契約番号	
------	--

」に、

「

請負代金額	円
-------	---

」を

「

請負代金額	金	円
-------	---	---

」に、
「草津市長 様」を「草津市長 宛」に、「請負者」
を「受注者」に改める。

別記様式第24号中「工事番号」を「契約番号」に、
「請負者」を「受注者」に、「草津市長 様」を「草
津市長 宛」に改める。

別記様式第25号中「工事番号」を「契約番号」に、
「請負者」を「受注者」に改める。

付 則

(施行期日)

- この規則は、令和2年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の草津市建設工事執行規則の規定は、施行
日以降に新たに締結された契約について適用し、同
日前に締結された契約については、なお従前の例に
よる。
(様式に関する経過措置)
- この規則の施行の際現にあるこの規則による改正
前の草津市建設工事執行規則の様式による用紙は、
当分の間、所要の調整を加えて、これを使用するこ
とができる。

(令和2年10月1日揭示済み)

告 示

草津市告示第290号

草津市多子世帯子育て応援事業費補助金交付要綱の
一部を改正する要綱をここに制定する。

令和2年9月18日

草津市長 橋 川 涉

草津市多子世帯子育て応援事業費補助金交付要
綱の一部を改正する要綱
草津市多子世帯子育て応援事業費補助金交付要綱

(令和2年草津市告示第20号)の一部を次のように改
正する。

第1条中「保育所」を「幼稚園、保育所」に改め
る。

第2条第1項中第5号を削り、同項第4号中「草津
市が認定を行った教育・保育給付認定子ども(法第20
条第4項に規定する者)であって、保育所または認定
こども園」を「幼稚園、保育所または認定こども園」
に改め、同号を第5号とし、同項第3号を同項第4号
とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号を同
項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加え
る。

- 幼稚園 学校教育法(昭和22年法律第26号)第
1条に規定する幼稚園であって、次に掲げるもの
ア 学校教育法第2条第1項の規定により、地方
公共団体および学校法人によって設置されてい
る幼稚園
イ 学校教育法附則第6条の規定により、学校法
人以外のものによって設置されている幼稚園
第2条第1項に次の2号を加える。
- 1号認定 子ども子育て支援法(平成24年法律
第65号。以下「法」という。)第19条第1項第1
号に掲げる小学校就学前子どもに係る教育・保育
給付認定保護者であって、草津市から教育・保育
給付認定を受けているもの
- 2号認定 法第19条第1項第2号に掲げる小学
校就学前子ども(満3歳に達する日以後の最初の
3月31日までの間にある者を除く。)に係る教
育・保育給付認定保護者であって、草津市から教
育・保育給付認定を受けているもの

別表を次のように改める。

別表(第3条第1項、第2項関係)

補助対 象経費	補助対象 認定区分	補助対象世帯
副食費	教育・保育給 付1号認定	市町村民税所得割課税額が 77,101円以上97,000円未満の 世帯
	子ども・子育 て支援新制度 に移行してい ない私立幼稚 園の対象児童	

教育・保育給付2号認定	市町村民税所得割課税額が57,700円以上97,000円未満の世帯（令第4条第2項第6号に規定する要保護者等の世帯にあっては、市町村民税所得割課税額が77,101円以上97,000円未満の世帯）
-------------	---

付 則

この要綱は、令和2年9月18日から施行し、改正後の草津市多子世帯子育て応援事業費交付要綱の規定は、令和2年度以降の事業から適用する。

（令和2年9月18日揭示済み）

草津市告示第291号

草津市予防接種実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年9月28日

草津市長 橋川 渉

草津市予防接種実施要綱の一部を改正する要綱
草津市予防接種実施要綱（平成25年草津市告示第253号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項を削る。

別表に次のように加える。

ロタウイルス感染症（経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン）	生後6週に至った日の翌日から、生後24週に至る日の翌日までの間	令和2年8月1日以後に生まれた、対象期間にある者	2回	27日以上
ロタウイルス感染症（5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン）	生後6週に至った日の翌日から、生後32週に至る日の翌日までの間	令和2年8月1日以後に生まれた、対象期間にある者	3回	27日以上

別記様式第6号中「草津市長 あて」を「草津市長 宛」に、

「

<input type="checkbox"/> B型肝炎	1回目・2回目・3回目
-------------------------------	-------------

」を

「

<input type="checkbox"/> B型肝炎	1回目・2回目・3回目
<input type="checkbox"/> ロタウイルス	1回目・2回目・ロタテックのみ3回目

」に

改める。

別記様式第7号中「草津市長 様」を「草津市長 宛」に、

「

<input type="checkbox"/> B型肝炎	1回目・2回目・3回目
-------------------------------	-------------

」を

「

<input type="checkbox"/> B型肝炎	1回目・2回目・3回目
<input type="checkbox"/> ロタウイルス	1回目・2回目・ロタテックのみ3回目

」に

改める。

付 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

（令和2年9月28日揭示済み）

草津市告示第292号

草津市税条例（昭和45年草津市条例第9号）付則第28条に規定する新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和2年政令第160号）第3条第1項の規定により文部科学大臣が指定した行事とする。

令和2年9月28日

草津市長 橋川 渉

（令和2年9月28日揭示済み）

草津市告示第293号

草津市児童育成クラブ入会基準等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年9月29日

草津市長 橋川 渉

草津市児童育成クラブ入会基準等に関する要綱の一部を改正する要綱

草津市児童育成クラブ入会基準等に関する要綱（平成28年草津市告示第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項第1号を次のように改める。

- (1) 障害のある児童であってクラブにおいて支援を要するものおよび社会的養護を必要とする児童ならびに保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

第3条第6項各号列記以外の部分中「次に掲げる事由を総合的に判断し、優先順位」を「次の順序により優先順位」に改め、同項第1号から第4号までを次のように改める。

- (1) ひとり親家庭
 - (2) 保護者の基礎指数の高い児童
 - (3) 兄弟姉妹が同一のクラブに在籍しているまたは同一のクラブに申請をしている児童
 - (4) 家庭の就労拘束時間（保護者ごとに就労時間と通勤時間を合計した時間数であって、同一家庭内で最も短い時間数のものをいう。）の長い児童
- 第3条第6項第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条、第3条第5項関係）

保護者の状況		基礎指数		
居宅外労働	自ら居住する場所以外の場所において就労する場合（自営含む。）であって、次の各号の区分に応じて当該各号に該当すること。 (1) 学校休業期間の一時入会以外の入会申請を行う者 月曜日から金曜日にあつては午後1時30分から午後5時30分まで、土曜日にあつては午前8時30分から午後5時30分までの間に就労していること。 (2) 学校休業期間の一時入会の申請を行う者 午前8時30分から午後5時30分までの間に就労していること。	月20日以上	月160時間以上の就労	20
		就労	月140時間以上160時間未満の就労	18
			月120時間以上140時間未満の就労	16
			月100時間以上120時間未満の就労	14
			月80時間以上100時間未満の就労	12
		月16日以上20日未満の就労	月128時間以上の就労	16
			月112時間以上128時間未満の就労	14
		月12日以上16日未満の就労	月96時間以上112時間未満の就労	12
			月80時間以上96時間未満の就労	10
			上記以外の就労	6
居宅内労働	自ら居住する場所で就労（自営、内職含む。）している場合であつて、居宅外労働の項と同様の時間帯に就労していること。	居宅外労働の項により算定した指数に4分の3を乗じて得た数値		
産前および産後	出産月の2月前（出産月を除く。）から出産月の6月後（出産月を除く。）の間にあること。	12		
疾病	常時入院している状態	20		
または障害等	居宅内療養 常に臥床しており、介助が必要な状態	20		
	その他安静を要し、児童の養育が困難な状態	12		

心身の障害等	身体障害者手帳1級もしくは2級、療育手帳Aもしくは精神障害者保健福祉手帳1級として手帳の交付を受けている者または要介護3から5の認定を受けている者で、児童の養育ができない状態にあること。		20			学校休業期間の一時入会の申請を行う者	月曜日から土曜日の午前8時30分から午後5時30分までの間の付き添いの時間数に2分の1を乗じて得た時間数(4時間を限度とする。)を合計した数値(ただし、20を上限とする。)
	身体障害者手帳3級、療育手帳B1もしくは精神障害者保健福祉手帳2級として手帳の交付を受けている者または要介護2の認定を受けている者で、児童の養育が非常に困難な状態にあること。		15		居宅内	身体障害者手帳1級もしくは2級、療育手帳Aもしくは精神障害者保健福祉手帳1級として手帳の交付を受けている者または要介護3から5の認定を受けている者の介護をしている状態	15
	身体障害者手帳4級以下、療育手帳B2もしくは精神障害者保健福祉手帳3級として手帳の交付を受けている者、要介護1の認定を受けている者または疾病により児童の養育が困難な状態にあること。		12			身体障害者手帳3級、療育手帳B1もしくは精神障害者保健福祉手帳2級として手帳の交付を受けている者または要介護2の認定を受けている者の介護をしている状態	12
						身体障害者手帳4級以下、療育手帳B2もしくは精神障害者保健福祉手帳3級として手帳の交付を受けている者、要介護1の認定を受けている者または疾病により看護を必要とする者の看護もしくは介護をしている状態	9
親族の看護または介護	居宅外	入院中の親族の看護のため、居宅外労働の項と同様の時間帯に付き添いをしていること。	学校休業期間の一時入会以外の入会申請を行う者	月曜日から土曜日の午後1時30分から午後5時30分までの間の付き添いの時間数(土曜日にあつては午前8時30分から午後5時30分までの間の付き添いの時間数に2分の1を乗じて得た時間数(4時間を限度とする。))を合計した数値(ただし、20を上限とする。)			

その他	居宅外労働の項と同様の時間帯に、学校、職業訓練校等に就学をしていること。	学校休業期間の一時入会以外の入会申請を行う者	月曜日から土曜日の午後1時30分から午後5時30分までの間の就学の時間数（土曜日にあつては午前8時30分から午後5時30分までの間の就学の時間数に2分の1を乗じて得た時間数（4時間を限度とする。）を合計した数値（ただし、20を上限とする。）	
		学校休業期間の一時入会の申請を行う者	月曜日から土曜日の午前8時30分から午後5時30分までの間の就学の時間数に2分の1を乗じて得た時間数（4時間を限度とする。）を合計した数値（ただし、20を上限とする。）	
	緊急的に一時入会する場合で、災害、緊急事態等で児童の養育ができない状態			20
	常時不存在（死亡、行方不明、拘禁、離婚、未婚等）			20
	その他明らかに児童の養育ができないと市長が認める状態			20

別表第2中

「

特別な支援を必要とする家庭またはひとり親家庭もしくは両親の不存在	+4
生活保護世帯	+2

」を

「

ひとり親家庭または両親の不存在	+4
生活保護世帯	+2
単身赴任等により常時保護者のいずれかが不在	+1

」に

改め、同表に次のように加える。

その他	市内の放課後児童健全育成事業所で就労（就労予定を含む。）をしている放課後児童支援員、補助員等	+4
	市内の教育・保育施設、認可外保育施設で就労（就労予定を含む。）をしている保育士、幼稚園教諭、保育教諭、看護師等	+4
	市内の認可保育施設で就労（就労予定を含む。）をしている管理栄養士、栄養士、調理師	+1

付 則

この要綱は、令和2年9月29日から施行し、令和3年4月1日以後の入会に係る申請について適用する。

（令和2年9月29日揭示済み）

草津市告示第294号

草津市宿泊施設市民利用促進テレワーク支援事業補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和2年10月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市宿泊施設市民利用促進テレワーク支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、市内宿泊事業者への支援と感染症の拡大防止を図るため、草津市宿泊施設市民利用促進テレワーク支援事業に要する経費に対し、予算の範囲内において草津市宿泊施設市民利用促進テレワーク支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) テレワーク 情報通信技術の活用等による場所および時間にとらわれない柔軟な働き方をいう。
- (2) テレワークプラン 自らが管理する宿泊施設を

テレワークのために利用させることを目的に企画した商品をいう。

- (3) Go To トラベル事業 新型コロナウイルス感染症拡大により失われた観光客の流れを取り戻し、観光地全体の消費を促すことで、地域経済に波及効果をもたらすことを目的に観光庁が実施するサービス産業消費喚起事業
(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて同法第2条第2項に規定する事業を草津市内で営む者
- (2) 草津市特定旅館建築規制条例（昭和59年草津市条例第12号）第2条第2号に規定する特定旅館に該当しない者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業もしくはこれに類する営業を行っていない者
- (4) Go To トラベル事業の参画事業者の新型コロナウイルス感染防止対策に記載された取組を実施している者
- (5) 自社もしくは自社の役員等が、次のいずれにも該当しない者
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

- (6) 前号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人でない者
(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、テレワークプランに係る費用であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和2年10月15日から令和3年2月28日までの間に利用されるプランであること。
- (2) 午前6時から午前0時までの範囲で提供されるプランであること。
- (3) 草津市内に居住する者が利用するプランであること。
- (4) 1室あたり1名が利用するプランであること。
- (5) Wi-Fiその他の通信設備により、インターネットの使用が可能なプランであること。
- (6) 食事の提供を含まないプランであること。
- (7) 「【草津市民限定】草津市テレワーク応援プラン」をプランの名称の一部として使用していること。

(補助金の額)

第5条 テレワークプラン利用件数1件あたりの補助額は、3,000円とする。ただし、テレワークプラン設定価格（消費税を除く。）が4,000円未満の場合、テレワークプラン設定価格（消費税を除く。）から1,000円を差し引いた金額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、子育て世帯に属する者（妊娠中の者もしくはその夫または18歳未満の子どもがいる世帯に属する者をいう。）が利用する場合のテレワークプラン利用件数1件あたりの補助額は、3,500円とする。ただし、テレワークプラン設定価格（消費税を除く。）が4,000円未満の場合、テレワークプラン設定価格（消費税を除く。）から500円を差し引いた金額とする。

(申請)

第6条 草津市テレワーク支援事業に参加しようとする事業者（以下「参加事業者」という。）は、草津市宿泊施設市民利用促進テレワーク支援事業認定申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 誓約書（別記様式第2号）
- (2) 口座振込依頼書（別記様式第3号）
- (3) 補助金の振込口座の通帳の写し
- (4) 旅館業法の許可証の写し

- (5) テレワークプランで使用する部屋の内部写真
- (6) その他市長が必要と認める書類
(参加事業者の決定)

第7条 市長は、参加事業者として認める決定をしたときは、草津市宿泊施設市民利用促進テレワーク支援事業参加承認通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

2 市長は、参加事業者として認めない決定をしたときは、その理由を付して草津市宿泊施設市民利用促進テレワーク支援事業参加不承認通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による参加事業者として認める決定に当たって、必要と認める条件を付することができる。

(交付申請等)

第8条 補助金の交付を受けようとする参加事業者は、補助対象事業を行ったときは規則第3条第1項および第16条第1項の規定にかかわらず、草津市宿泊施設市民利用促進テレワーク支援事業補助金交付申請書兼誓約書兼請求書（別記様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 草津市宿泊施設市民利用促進テレワーク支援事業補助金実績報告書（別記様式第7号）

(2) 草津市テレワーク応援プラン利用申請書（別記様式第8号）

2 規則第13条に規定する実績報告は、前項に定める申請書の添付書類の提出によってなされたものとみなす。

3 第1項の規定による申請は、令和2年11月2日から令和3年3月31日までの間に行うものとし、別表に定める期間の各々において1回の申請を行うことができる。

(補助金の交付決定および交付額の確定)

第9条 市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第6条の規定にかかわらず、草津市宿泊施設市民利用促進テレワーク支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第9号）により通知するものとする。

2 前項の決定の通知により、規則第14条に規定する確定通知をしたものとみなす。

3 市長は、補助金の不交付を決定したときは、草津市宿泊施設市民利用促進テレワーク支援事業補助金不交付決定通知書（別記様式第10号）により通知するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

別表（第8条第3項関係）

区分	補助金申請期間
第1期	令和2年11月2日～同年11月10日
第2期	令和2年12月1日～同年12月10日
第3期	令和3年1月5日～同年1月12日
第4期	令和3年2月1日～同年2月10日
第5期	令和3年3月1日～同年3月31日

別記

様式第1号（第6条関係）

草津市宿泊施設市民利用促進テレワーク支援事業認定申請書

草津市長 橋川 渉 宛

所在地

申請者 事業者名

代表者名

草津市宿泊施設市民利用促進テレワーク支援事業の認定を受けたいので、草津市宿泊施設市民利用促進テレワーク支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

施設概要	名 称				
	所 在 地	草津市			
	室 数	シングル	室 ダブル	室 ツイン	室
		その他 () 室			
	収 容 人 数	人			
	WiFi	<input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 有料 <input type="checkbox"/> 無	駐車場	<input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 有料 <input type="checkbox"/> 無	
	有線LAN	<input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 有料 <input type="checkbox"/> 無	その他の設備・サービス等		
	プリンター	<input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 有料 <input type="checkbox"/> 無			
	コピー	<input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 有料 <input type="checkbox"/> 無			
	貸し機ソファ	<input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 有料 <input type="checkbox"/> 無			
FAX	<input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 有料 <input type="checkbox"/> 無				
外線電話	<input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 有料 <input type="checkbox"/> 無				

担当者氏名	電話番号
問い合わせ先	
施 設 ホームページ	※市HP等で周知する際のリンク先URLをご記入ください。

テレワーク プラン	プランの 名称	①(【草津市民限定】草津市テレワーク応援プラン) ②(【草津市民限定】草津市テレワーク応援プラン) ③(【草津市民限定】草津市テレワーク応援プラン) ④(【草津市民限定】草津市テレワーク応援プラン) ⑤(【草津市民限定】草津市テレワーク応援プラン)
	設定期間	年 月 日～ 年 月 日(予定)
	利用可能時間 (最大)	(24時間制で表記のこと)
	基本料金	円 ～ 円
	補助金利用後の 印刷費印刷額	円 ～ 円
	販売方法	<input type="checkbox"/> ネット販売 <input type="checkbox"/> 窓口 <input type="checkbox"/> 旅行会社
付帯する サービス		

「登録要項」の内容をすべて確認し、内容に同意します。(同意される場合は、口を チェックしてください。)

今後、草津市の経済対策について、草津市または草津市の委任業者から案内を受けることを希望します。(希望される場合は、口を チェックしてください。)

様式第2号(第6条第1号関係)

誓 約 書

私は、「草津市宿泊施設市民利用促進テレワーク支援事業」への参加を申請するに当たり、下記の内容について、誓約いたします

- Go To トラベル事業の参画事業者のコロナウイルス感染防止対策に記載された取組を実施します。
- 【草津市民限定】草津市テレワーク応援プランは、草津市長であることを確認した上で販売し、草津市民以外には販売しないこと。
- 詳細・子育て世帯向けのプランについては、詳細・子育て世帯であることを確認した上で販売し、詳細・子育て世帯以外には販売しないこと。
- 補助金の申請期間(令和3年3月31日まで)後は、補助金の申請ができないことを承諾します。
- 本事業については、予算がなくなり次第終了することについて承諾します。
- 申請要件を満たしておらず、または申請に当たり虚偽が判明した場合は、参加を即座に中止するとともに、補助金交付ができなくなることを承諾します。また、既に補助金交付されている場合は、返金に応じることを承諾します。
- 私または自社もしくは自社の役員等が、次のいづれにも該当する者ではありません。
(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成9年法律第77号、以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
(2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
(4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
(5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
(6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 7の(2)から(6)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

草津市長 橋川 紗 宛
 (個人にあっては住所、法人・団体にあっては事業所所在地)
 〒
 住 居
 (法人・団体にあっては法人・団体名、代表者名)
 (ふりがな)
 氏 名

様式第3号(第6条第2号関係)

口座振込依頼書

(あて先) 草津市長 宛 年 月 日

〒 _____

作 所 _____

TEL _____

氏 名 _____

法人・団体にあっては法人・団体名、代表者名、代表者印とする

補助金については、下記の振金口座へ振込んでください。

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農 協	本行・支店 本所・支所・出張所
金融機関コード		支店コード
振 金 の 種 別	1.普通(総合口座) 2.当 座	
口 座 番 号		番号は右づめでご記入ください。
口 座 名 義	フリガナ	振金通帳に記載されているとおりにご記入ください。 30文字まで登録できます。

【注】* 振金通帳をご覧のうえ、正確にご記入ください。
 * 振込口座を変更した場合は、必ずご連絡ください。
 * 右の*印欄は市が使用するためのものです。

* 振金通帳の 口座 印欄	* 入力

様式第4号(第7条第1号関係)

第 号
年 月 日

事業者
名 称
代 表 者

草津市長

草津市宿泊施設市民利用促進テレワーク支援事業参加承諾通知書

年 月 日付で申請のあった草津市宿泊施設市民利用促進テレワーク支援事業への参加について、下記のとおり参加宿泊施設として承認するので、草津市宿泊施設市民利用促進テレワーク支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

- 参加宿泊施設の名称
- 参加宿泊施設の承認の条件
(1) Go To トラベル事業の参画事業者のコロナウイルス感染防止対策に記載された取組を実施すること。
(2) 草津市テレワーク応援プランは、草津市長であることを確認した上で販売し、草津市民以外には販売しないこと。
(3) 詳細・子育て世帯向けのプランについては、詳細・子育て世帯であることを確認した上で販売し、詳細・子育て世帯以外には販売しないこと。
(4) 補助金の申請期間(令和3年3月31日まで)後は、補助金の申請ができないことを承諾すること。
(5) 本事業については、予算がなくなり次第終了することについて承諾すること。
(6) 申請要件を満たしておらず、または申請に当たり虚偽が判明した場合は、参加を即座に中止するとともに、補助金交付ができなくなることを承諾すること。また、既に補助金交付されている場合は、返金に応じることを承諾すること。
(7) 市長から草津市補助金等交付規則の規定による報告の求めまたは調査等があったときは、これに応じること。
(8) 市長もしくはその委任を受けた者の監査に応じること。
(9) 疑義が生じたときは、その都度協議すること。
(10) その他要綱の規定を遵守すること。

様式第5号 (第7条第2項関係)

第 号
年 月 日

事業者
名 称
代表者
様
草津市長

草津市宿泊施設市民利用促進テレワーク支援事業参加不承認通知書

年 月 日付で申請のあった草津市宿泊施設市民利用促進テレワーク支援事業への参加について、下記のとおり参加宿泊施設として承認しないことを決定したので、草津市宿泊施設市民利用促進テレワーク支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1 承認しない理由

2 その他

様式第6号 (第8条第1項関係)

年 月 日

草津市長 宛
事業所の所在地
事業者の名称
代表者の氏名 様

草津市宿泊施設市民利用促進テレワーク支援事業補助金交付申請書兼誓約書兼請求書

草津市宿泊施設市民利用促進テレワーク支援事業補助金の交付をされたく、草津市宿泊施設市民利用促進テレワーク支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請するとともに、下記金額を請求します。

記

1 交付申請金額 金 円

2 添付書類

- (1) 草津市宿泊施設市民利用促進テレワーク支援事業補助金実績報告書 (別記様式第7号)
- (2) 草津市テレワーク応援プラン利用申請書 (別記様式第8号)
- (3) 利用者アンケート
- (4) その他市長が必要と認める書類

誓約書

本申請で行う補助金申請は、【草津市民限定】草津市テレワーク応援プランを利用された分のみを申請しており、それ以外の利用については補助金の実績報告の中に含まれていないことを誓約します。

年 月 日
氏名 (自署) 様

様式第7号 (第8条第1項第1号関係)

草津市宿泊施設市民利用促進テレワーク支援事業補助金実績報告書 (月分～ 月分)
※プランが複数ある場合、プランごとに提出すること。

プラン名		利用者数			
10月	11月	12月	1月	2月	
人	人	人	人	人	人
① 今回の申請額					
ア 一般					
1人当たりの補助金		利用者数	補助金申請額		
円		×	人	=	円
イ 妊娠・子育て世帯					
1人当たりの補助金		利用者数	補助金申請額		
円		×	人	=	円
② 既申請額					
円					

様式第9号 (第9条第1項関係)

第 号
年 月 日

草津市テレワーク応援プラン利用申請書

【草津市民限定】草津市テレワーク応援プランを利用することを誓約します。また、本申請書を草津市役所に提出することを承諾します。

氏名	草津市
住所	草津市
利用日	令和 年 月 日

※同一子帯、妊娠子育て世帯は必ずの提示が必要

性別	年齢	職業	収入

<input type="checkbox"/> 草津市民である。 <input type="checkbox"/> 母子手帳、妊娠子育て世帯カードの提示あり <input type="checkbox"/> (妊娠・子育て世帯の場合)	<input type="checkbox"/> 草津市在住 <input type="checkbox"/> 草津市に勤務	<input type="checkbox"/> 草津市に在住 <input type="checkbox"/> 草津市に勤務	<input type="checkbox"/> 草津市在住 <input type="checkbox"/> 草津市に勤務
--	---	--	---

様式第9号 (第9条第1項関係)

第 号
年 月 日

事業者
名 称
代表者
様
草津市長

草津市宿泊施設市民利用促進テレワーク支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった草津市宿泊施設市民利用促進テレワーク支援事業補助金について、下記のとおり交付することに決定しましたので、草津市宿泊施設市民利用促進事業テレワーク支援補助金交付要綱第9条第1項の規定により通知します。

記

1 交付決定金額

金 円

2 交付条件

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、その他要綱の規定に違反したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことがあること。
- (2) 市長から草津市補助金等交付規則第15条の規定による報告の求めまたは調査等があったときは、これに応ずること。
- (3) 市長もしくはその委任を受けた者の監督等に応ずること。
- (4) 疑義が生じたときは、その都度協議すること。
- (5) その他要綱の規定を遵守すること。

様式第10号 (第9条第3項関係)

第 号
年 月 日

事業者
名 称
代表者
様
草津市長

草津市宿泊施設市民利用促進テレワーク支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった草津市宿泊施設市民利用促進テレワーク支援事業補助金について、下記のとおり交付しないことに決定したので、草津市宿泊施設市民利用促進テレワーク支援事業補助金交付要綱第9条第3項の規定により通知します。

記

1 交付しない理由

2 その他

(令和2年10月1日揭示済み)

草津市告示第295号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年10月1日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

- (1) 市・県民税督促状 4件
 - (2) 固定資産税・都市計画税督促状 18件
 - (3) 軽自動車税（種別割）督促状 8件
 - (4) 国民健康保険税督促状 49件
 - (5) 差押調書（謄本） 3件
 - (6) 配当計算書（謄本） 1件
- 計83件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和2年10月8日に送達があったものとみなす。

件数	氏名	住所	市・県民税	国民健康保険税	固定資産税・都市計画税	軽自動車税(種別割)	国民健康保険料
1	加賀谷 明貴	草津市清川二丁目2番50-B1号 YOSHIDAハイフ	令和2年度第1期				
2	高倉 義和	草津市青地町581番地1-1514 コンフォートテラス	平成31年度第4期				
3	水崎 茂太	草津市中央町1391番地3 プリシオーブルキャッスル 8棟117号	令和2年度第1期				
4	宮野 清原	草津市常盤町4丁目2番24号 2号-ロウ武庫館103号	令和2年度第1期				
1	大成開発 株式会社	大原市北區西原町17番地		令和2年度第2期			
2	築山 宏樹	神奈川県川崎市中原区新丸子東1丁目727番地 サニーステージ 125		令和2年度第2期			
3	株式会社 GION	群馬県藤岡市川内町3丁目128-1		令和2年度第2期			
4	株式会社 丸藤	大津市直野2丁目27番1号		令和2年度第2期			
5	株式会社 ロイヤル地産	定八幡市安土町上堂酒1062番地甲		令和2年度第2期			
6	山元 十太郎	草津市下坂町		令和2年度第2期			
7	井上 隆之助	草津市下坂町		令和2年度第2期			
8	青林 孝一郎	草津市大橋一丁目18番26号		令和2年度第2期			
9	山口 健二	草津市大橋二丁目13番47号		令和2年度第2期			
10	有限会社 義海住建	草津市大橋二丁目13番41号		令和2年度第2期			
11	山本 勉太郎	草津市南坂町1443番地1		令和2年度第2期			
12	有限会社 草津丸三住宅	草津市野橋一丁目14番38-1002号		令和2年度第2期			
13	ピッコロ石川 株式会社	京浜東北線山田駅93番地1		令和2年度第2期			
14	高専美穂館 株式会社	草津市東原町1210番地の1		令和2年度第2期			
15	株式会社 セック	大原市安土町神橋2丁目5番25号 春日グランドビル9階		令和2年度第2期			
16	大成開発 株式会社	大原市北區西原町17番地		令和2年度第2期			
17	長井 光	大原市西區丸森町4丁目15番6号		令和2年度第2期			
18	久保田 義三郎	京和市政区域向島中原町7番番地の15		令和2年度第2期			
1	足本 清次	大津市中央二丁目1番49号		令和2年度全額			
2	奥内 金三	草津市西原町一丁目11番7号 ハウヰンカリ 103号		令和2年度全額			
3	矢野 清次	草津市上堂二丁目15番14号 マゾン宝鐘141 朝見楼4号		令和2年度全額			
4	甲斐 孝	草津市水川町1212番地 16号棟1号		令和2年度全額			
5	神橋 眞	草津市大橋一丁目2番10号 UGD-ARROW1109号		令和2年度全額			
6	古沢 凌也	草津市野橋西2405番地3 カレッジコートE棟 140号		令和2年度全額			
7	山田 光弘	草津市安山一丁目2番41-201号 ワイルドジャズ木 自棟		令和2年度全額			
8	山口 眞一	草津市安山五丁目1番95-103号 カザプランク		令和2年度全額			
1	協成 研守	草津市野橋西126番地4		令和2年度第2期			
2	加賀谷 明貴	草津市清川二丁目2番50-B1号 YOSHIDAハイフ	令和2年度第1期				
3	加賀谷 明貴	草津市清川二丁目2番50-B1号 YOSHIDAハイフ	令和2年度第1期				
4	宮野 清原	草津市野村五丁目10番2-201号 芝田マンション3	平成31年度第10期				
5	宮野 清原	草津市野村五丁目10番2-201号 芝田マンション3	令和2年度第2期				
6	宮野 清原	草津市野村七丁目14番19-308号 シグナス イータ	令和2年度第2期				
7	一井 孝文	草津市上堂西二丁目3番29号 センチアリーハイム木村 1201号	令和2年度第2期				
8	吉田 博	草津市上堂二丁目17番6号-304号 アーバ久草津	令和2年度第2期				
9	高木 茂夫	草津市南坂町3番14号 ハイックハウス 302号	令和2年度第1期				
10	高木 茂夫	草津市南坂町3番14号 ハイックハウス 302号	令和2年度第2期				
11	鎌倉 克己	草津市大橋三丁目1番16-203号 エクセルオーブ	令和2年度第2期				
12	三田 淳	草津市大橋二丁目15番39号	令和2年度第2期				
13	NARENTRYA 廉仁園建	草津市東原町三丁目22番2-403号 ヴァナナリー草津Ⅱ	令和2年度第2期				
14	駒井 眞子	草津市東原町二丁目6番33-403号 ヴァナナリー	令和2年度第2期				
15	HORNBUCKLE CHARLES ROY	草津市野橋西1659番地1-106レオパレスレスノビル	令和2年度第2期				
16	LIANG MAOWEN 梁 浩文	草津市青地町270番地3 サンクワリー・ハヤシビル館 1709号	令和2年度第2期				
17	梁 浩文	草津市青地町581番地1-1513 コンフォートテラス	平成31年度第2期				
18	梁 浩文	草津市青地町581番地1-1513 コンフォートテラス	平成31年度第2期				
19	梁 浩文	草津市青地町581番地1-1513 コンフォートテラス	平成31年度第3期				
20	梁 浩文	草津市青地町581番地1-1513 コンフォートテラス	平成31年度第4期				
21	梁 浩文	草津市青地町581番地1-1513 コンフォートテラス	平成31年度第5期				
22	梁 浩文	草津市青地町581番地1-1513 コンフォートテラス	平成31年度第6期				
23	梁 浩文	草津市青地町581番地1-1513 コンフォートテラス	平成31年度第7期				
24	梁 浩文	草津市青地町581番地1-1513 コンフォートテラス	平成31年度第8期				
25	梁 浩文	草津市青地町581番地1-1513 コンフォートテラス	平成31年度第9期				
26	梁 浩文	草津市青地町581番地1-1513 コンフォートテラス	平成31年度第10期				
27	梁 浩文	草津市青地町581番地1-1513 コンフォートテラス	令和2年度第1期				
28	ZHAN XIUWEN 占 稀文	草津市大橋三丁目2番36号	令和2年度第2期				
29	ZHAN XIUWEN 占 稀文	草津市大橋三丁目2番36号	令和2年度第2期				
2	吉多 晃田	草津市水川町952番地 青木田原地 3号棟	令和2年度第2期				

件数	氏名	住所	市・町長役	届出住所(新住所)	届出住所(旧住所)	届出住所(種別)	届出住所(種別)
20	LI HUIJING	草津市野路東四丁目13番8-102号 アンドエント					令和2年度第2期
31	IGNASIUS IAN SAVIO GUNAWAN	草津市野路東六丁目1番15-701号 ミラービル草津					令和2年度第2期
32	IGNASIUS IAN SAVIO GUNAWAN	草津市野路東六丁目1番15-701号 ミラービル草津					令和2年度第2期
33	WANG HELEI 王慧麗	草津市野路九丁目16番1-204号 ハイコムIV					令和2年度第2期
34	高木 慎男	草津市野路九丁目14番1-303号 ALTA草津ビル					令和2年度第2期
35	坂本 切	草津市野路六丁目14番1-402号 ALTA草津ビル					令和2年度第2期
36	KAO CHEN 曹 晨	草津市野路八丁目21番12-305号 アンドエント-3HOE I					令和2年度第2期
37	YAO YUAN	草津市野路八丁目21番12-415号 アンドエント-3HOE I					令和2年度第2期
38	廣田 英文	草津市野路八丁目21番8-202号 PALACIO-XI					令和2年度第2期
39	田中 宇	草津市横田町16番24					令和2年度第2期
40	田中 昌	草津市横田町34番地17カレント草津 118号					令和2年度第2期
41	矢野 威人	草津市矢野町105番地1-523カーソルアクト					令和2年度第2期
42	酒井 賢治	草津市矢野町1524番地14					令和2年度第2期
43	黒木 ジョアン カブロン	草津市矢野町23番地60-203 サンシャイン文庫					令和2年度第2期
44	KALI MUJIYANGSALAGE GEDARA HABIB MOHOMED NASEE M MOHOMED	草津市新浜町167番地					令和2年度第2期
45	山崎 美穂	草津市青草三丁目16番10号					令和2年度第3期
46	NGUYEN THI MINH HUYNH	草津市青山三丁目1番18-201号 シティバム草津					令和2年度第3期
47	TRINH XUAN HIEP	草津市青山三丁目12番23-1107号 ベルラフ					令和2年度第3期
48	ZHANG YUANDONG	草津市青山三丁目2番45-1904号 ライズワールD BARA					令和2年度第3期
49	田橋 昌太	大飯町貫通市道野路1丁目7番5号 (105号)					令和2年度第3期

差押調書(謄本) 公示送達者名簿

件数	氏名	住所	備考
1	東江 翔	東京都羽村市小作台2丁目16番地24 ドミール羽102	発番 令和2年 8月20日 草納発第887号
2	藤田 光矢	草津市野路東四丁目13番10-2011号 アートプラザ野路	発番 令和2年 8月25日 草納発第894号
3	木末 浩池 株式会社	草津市笠山四丁目3番5-207号	発番 令和2年 9月14日 草納発第960号

配当計算書(謄本) 公示送達者名簿

件数	氏名	住所	備考
1	東江 翔	東京都羽村市小作台2丁目16番地24 ドミール羽102	発番 令和2年 8月28日 草納発第954号

(令和2年10月1日揭示済み)

草津市告示第296号

草津市新生児特別給付金給付事業実施要綱を次のとおり制定する。

令和2年10月1日

草津市長 橋川 渉

草津市新生児特別給付金給付事業実施要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、社会情勢への不安を抱えながら出産を迎えることに対して、国の特別定額給付金給付事業費補助金交付要綱(令和2年4月30日付け総行政第78号総務大臣通知)に基づく特別定額給付金の対象とならない者の経済的な負担を和らげるための支援を行うものとして実施する新生児特別給付金給付事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 草津市新生児特別給付金(以下「給付金」という。)の給付対象となる者(以下「給付対象者」という。)は、令和2年4月28日から令和3年3月31日までの間に出生した乳児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第1項第1号に規定する乳児をいう。)であって、かつ、出生日から第5条の規定による給付申請の日までにおいて、引き続き、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、

本市の住民基本台帳に記録されているもの(出生後最初に記録された住民基本台帳が本市のものである者に限る。)とする。

(申請および受給権者)

第3条 給付金の給付の申請をし、給付を受けることができる者(以下「申請および受給権者」という。)は、給付対象者の母であって、かつ、令和2年4月27日から第5条の規定による給付申請の日までにおいて、引き続き本市の住民基本台帳に記録されているものとする。

2 前項の規定にかかわらず、申請および受給権者が死亡した場合その他申請および受給権者が申請を行うことが困難であると市長が認める場合は、給付対象者と同居し、これを監護する者を申請および受給権者とする事ができる。

(給付額)

第4条 給付金の給付額は、給付対象者1人につき10万円とする。

(給付申請)

第5条 給付金の給付を受けようとする者は、草津市新生児特別給付金給付申請書(兼請求書)(別記様式)(以下「申請書」という。)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 給付に当たっては、公的身分証明書等により、本人確認を行ったうえで、給付を決定するものとする

る。

3 公的身分証明書等による本人の確認方法は、住民基本台帳法の規定に基づく、住民票の写し等の交付を受ける際の本人の確認方法と同様の取扱いとし、その際に必要な書類の写し等については、申請および受給権者が申請書に添付するものとする。

4 給付金の給付は、口座への振込を原則とし、申請書に受け取りを希望する金融機関の口座の情報を記載するとともに、通帳、キャッシュカードその他の給付金の振込先となる金融機関口座の確認書類の写しを提出するものとする。

5 市長は、申請および受給権者が窓口での現金による給付を希望している場合は、振込みによる給付が困難な場合に限り、窓口の場所および給付の日程を決定し、申請および受給権者に対し通知を行うものとする。

6 前項の場合において、申請および受給権者は、同項で指定された日時に、指定された窓口まで通知、公的身分証明書等および印鑑を持参して給付を受けるものとする。

(給付金の申請期間)

第6条 前条の規定による申請を受け付ける期間は、令和2年10月15日から令和3年5月31日までとする。

(代理による申請)

第7条 申請および受給権者に代わり、代理人として第5条の申請を行うことができる者は、原則として次に掲げる者に限るものとする。

(1) 基準日時点での申請および受給権者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人(成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人および代理権付与の審判がなされた補助人等)

(3) 親族その他の平素から申請および受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認めるもの

(給付決定)

第8条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、その内容を確認のうえ、給付の可否を決定し、申請および受給権者に通知するものとする。

(給付等)

第9条 市長は、前条の規定により、給付決定をした者に対して、給付金を給付するものとする。

2 給付金の給付は、給付対象者1人につき、1回に

限るものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 申請者から第6条の申請期限までに第5条の規定による申請が行われなかった場合、申請および受給権者が給付金の給付を受けることを辞退したものとみなすものとする。

2 市長は、申請書の不備による振込不能等、申請および受給権者の責に帰すべき事由により給付ができなかった場合、市が確認等に努めたうえで第6条の申請期間中に補正等が行われなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなすものとする。

(給付金の返還)

第11条 市長は、申請および受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の返還を求めものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けたとき。

(2) その他市長が適当でないと認めるとき。

(受給権の譲渡または担保の禁止)

第12条 給付金の給付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(細目)

第13条 この要綱に定めるもののほか、給付金の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

別記様式(第五类第一項関係)

草津市市長 宛 申請日(記入日) 令和 年 月 日

草津市新生児特別給付金申請書(兼請求書)

○申請者 (給付対象者の母等) (必ず御記入ください。)

居住市 日申請書の
可動な電話番号

(フリガナ)

氏 名 (署名または記名押印)

生年月日 年 月 日

下記的事项に同意・誓約の上、草津市新生児特別給付金を申請します。

① 受給資格の確認に当たり、公簿等で確認を行うことがあります。
 ② 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出をお願いします。
 ③ 申請者は、令和2年4月27日から引き続き草津市に住民登録があり、給付要件に該当します。
 ④ 給付対象者は、令和2年4月28日から令和3年3月31日までの間に出生した子どもであり、かつ、出生から引き続き草津市に住民登録があり、給付要件に該当します。
 ⑤ 給付要件に該当しないことが判明した場合には、この給付金を返還していただきます。
 ⑥ 申請書の不備による振込不能等、申請および受給権者の責に帰すべき事由により給付ができなかった場合、市が確認等に努めたうえで申請期限までに補正等が行われなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなします。

○給付対象者 (令和2年4月28日から令和3年3月31日までの間に出生した子どもかつ出生から引き続き草津市に住民登録がある子ども)

No.	氏名	生年月日
1		
2		
3		

○申請額

対象者数	人	申請金額	円
------	---	------	---

(対象者数1人につき10万円になります。)
(裏面へ)

○受け取り方法
(希望する受取方法(下記AまたはBのいずれか)のチェック欄(□)に✓を入れて、必要事項を記入ください。)

A 指定の金融機関口座への振込を希望(申請者またはその代理人の口座に限ります。)

【受取口座記入欄】(正解に記入してください。異時点出入金のない口座については、異込できない場合があります。)

金融機関名(ゆうちょ銀行以外)	支店名	支店コード	口座種別	口座番号(右詰め)
ゆうちょ銀行	草津支店	0000	<input type="checkbox"/> 普通	
			<input type="checkbox"/> 当座	

口座名義(カナ)

【ゆうちょ銀行の場合】通帳の見開き左またはキャッシュカード記載の記号・番号をお書きください。

口座番号(カナ)	通帳記号	通帳番号(右詰め)

B 申請書を窓口で提出し、後日、窓口にて給付
・「金融機関の口座がない方」や「金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方」が対象となります。
・現金窓口払いの手続きは相当の日数を要します。

○母親以外の方が代理申請を行う場合
※代理人の本人確認書類も必ず添付ください。
同一世帯構成員以外の代理の場合は関係性を示す書類(戸籍簿(抄)本や登記事項証明書等)も必ず添付ください。

下記のものをご代理と認め給付金の 申請・請求 受給 申請・請求・受給 を委任します。
給付金も本人申請(ゆうちょ銀行)の場合、委任代理の場合は、委任方法の選択は不要です。

申請者 (署名または認名押印)

(給付対象者の印等)

代理人氏名	申請者との関係	申請者との関係

代理人生年月日	日中連絡が可能な電話番号
昭和 年 月 日	()

代理人住所

添付書類 貼付付用紙(別紙)には、下記の①、②、③を必ず添付してください。

① 申請者本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード・健康保険証・年金手帳・母子健康手帳(出生届出証明書等)のコピー)

② 振込口座が確認できる書類の写し(通帳(口座番号が書かれた部分)・キャッシュカード等のコピー)

③ 代理申請の場合は、代理人の本人確認書類、同一世帯構成員以外の代理の場合は関係性を示す書類(戸籍簿(抄)本や登記事項証明書等)のコピー

(令和2年10月1日揭示済み)

草津市告示第297号
草津市インフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱を次のとおり制定する。
令和2年10月1日
草津市長 橋川 渉

草津市インフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、インフルエンザの予防接種に要する費用の一部を助成することで、インフルエンザ患者の低減や重症化予防を図り、もって新型コロナウイルス感染症との同時流行を防ぎ、子育て家庭等の経済的負担を軽減するため、インフルエンザ予防接種費用助成事業に関し、必要な事項を定める。
(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 予防接種 インフルエンザの予防接種をいう。
- (2) 実施協力医療機関 事業の実施について協力の意思を表明した医療機関をいう。
(助成対象者)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、本市に住所を有する者であって、次の各号のいずれかに掲げるもの(以下「対象者」という。)に対し、助成金を交付する。

- (1) 平成17年4月2日以後の出生者であって、予防接種日において生後6か月を経過しているもの
- (2) 妊婦
(助成金の申請者)

第4条 助成金の申請者は、対象者が前条第1号に該当する場合は、対象者の保護者または予防接種の際対象者に同行した者とし、前条第2号に該当する場合は対象者本人とする。
(助成対象)

第5条 助成の対象となる予防接種は、令和2年10月1日から令和3年2月28日までの間に実施する予防接種とする。
(助成金の額)

第6条 助成金の額は、予防接種1回につき1,000円とする。ただし、接種に係る実費負担額が1,000円に満たないときは、当該実費負担額とする。
(助成金の制限)

第7条 助成対象となる予防接種の回数は、対象者のうち次の各号に掲げる者に応じ、当該各号に定める回数とする。
(1) 満13歳以上の者 一人につき1回
(2) 妊婦 一人につき1回
(3) 0歳から満12歳までの者 一人につき2回
(助成申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする者は、実施協力医療機関にインフルエンザ予防接種費用助成申請書兼代理受領に関する委任状(別記様式第1号)(以下「申請書兼委任状」という。)を提出するものとする。

- 2 実施協力医療機関は、申請書兼委任状の提出があったときは、第3条に規定する対象者に該当することを確認するものとする。
- 3 実施協力医療機関は、予防接種に係る実費負担額から第6条に規定する助成額を差し引いた額を申請

者から徴収するものとする。

4 実施協力医療機関は、前項において受領した申請書兼委任状に必要事項を追記し、インフルエンザ予防接種費用助成金代理受領請求書（別記様式第2号）（以下「代理受領請求書」という。）とともに、予防接種日の次の月の15日までに市長に提出するものとする。

5 市長は、前項に基づき、実施協力医療機関から代理受領請求書等の書類の提出があったときは、その内容を審査のうえ、請求日から30日以内に助成金の支払いを行わなければならない。

（助成金の償還払いにかかる手続）

第9条 対象者が実施協力医療機関以外の医療機関で予防接種を受け、予防接種料を支払った場合、インフルエンザ予防接種費用助成金償還払い申請書兼請求書（別記様式第3号）（以下「申請書兼請求書」という。）に必要事項を記入し、次の各号に掲げる書類を添えて申請することにより、助成金を受け取ることができる。この場合において、申請者は、対象者または保護者もしくは対象者を監護する者とする。

- (1) 医療機関が発行する予防接種を受けたことを証する書類
- (2) 予防接種料の領収書
- (3) 振込先口座の写し

2 市長は、前項に基づき、申請者から申請書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、請求日から30日以内に助成金の支払いを行わなければならない。

（助成金の返還）

第10条 市長は、申請内容に虚偽の記載をする等の不正な手段または錯誤等によって、助成金の交付を受けた者に対し、その返還を求めることができる。

2 前項の規定により返還請求を受けた者は、速やかに市長に返還しなければならない。

（健康被害発生時の対応）

第11条 本事業における予防接種によって健康被害が生じた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の救済制度に基づくものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

別記 様式第1号（第8条第1項関係） 〈対象 子ども・妊婦〉

インフルエンザ予防接種費用助成申請書兼代理受領に関する委任状

令和 年 月 日

■草津市長様
インフルエンザ予防接種は、予防接種法に基づかない任意接種であり、予防接種法に基づく定期接種とは健康被害が生じた場合の救済額等が異なることを理解の上接種を受け、次のとおりインフルエンザ予防接種費用の助成を申請します。
なお、助成額の受領に係る手続きについては、接種医療機関に委任します。

申請者 (印・保護者)	氏名		接種予定の 場所	本人 <input type="checkbox"/> ()
	生年月日	昭和・平成 年 月 日	電話番号	く ー ー
	住居 〒			
接種を受ける人 ※接種者が受 身の場合、記入 してください	氏名		生年月日	年 月 日
			学年	<input type="checkbox"/> 小学生未満 <input type="checkbox"/> 小学生 <input type="checkbox"/> 中学生 <input type="checkbox"/> 高校生
	住居 〒	いずれかにチェックを入れてください。 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる (〒)		
今年の インフルエンザ接種回数	1回目 ・ 2回目 ※ 13歳以上の子ども・妊婦への助成は1回のみです。			

助成金の金額は、1,000円です。差額は本人または保護者がお支払いください。
接種を受ける人の住民票が草津市にない場合は、助成の対象となりません。ご注意ください。

これより下は医療機関が記入してください。

接種医療機関名

接種医師名

接種年月日 年 月 日

様式第2号（第8条第4項関係）

インフルエンザ予防接種費用助成金代理受領請求書

年 月 日

(宛先) 草津市長

所在地

医療機関名

代表者名

印

インフルエンザ予防接種費用助成事業に係る助成金について、下記のとおり請求します。

年 月 分			
助成単価（※）	接種区分	接種件数	助成額（助成単価×接種件数）
円	妊婦	件	円
	生後6か月以上 12歳以下	件	円
	寛13歳以上	件	円
合計		件	円

※接種に係る保護者の実費負担額が1,000円以上の場合は、1,000円と記載。
接種に係る保護者の実費負担額が1,000円に満たないときは、実費負担額を記載。

様式第3号（第9条第1項関係）

インフルエンザ予防接種費用助成金償還払い申請書兼請求書

草津市長 様

〒 _____ 年 月 日

年 令 者 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

専 話 (_____) _____

インフルエンザ予防接種費用助成事業に係る助成金の償還払いについて、草津市インフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱第9条の規定により、関係費額を添えて申請および請求します。

また、申請に係る償還が必要な場合は、助成対象者が草津市に住民登録があることについて確認することを承諾します。なお、償還払金は下記の指定振込口座へ振り込み願います。

ふりがな	_____	年 月 日 生	年 月 日 生
助成対象者氏名	_____	生年月日	(子どもの場合) 成 月 日
助成対象者住所	〒 _____ 草津市 _____		
予防接種種名	インフルエンザ予防接種		
接種日	_____ 年 月 日		
接種した医療機関	名称	_____	
	所在地	_____	

助成金引（請求額）	住民の有無※	既成決定額※	※健康福祉課課長印
_____ 円	_____	_____	

指定振込口座	金融機関名	銀行・信金・農協		本店・支店・出張所
	口座種別	普通・当座・その他	口座番号	_____
	口座名義	_____		
	口座名義	_____		

【関係書類】(1) 医療機関が発行する予防接種を受けたことを証する書類
 (2) 予防接種料の領収書
 (3) 振込先口座の写し

(令和2年10月1日揭示済み)

草津市告示第298号

草津市予防接種実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年10月1日

草津市長 橋 川 涉

草津市予防接種実施要綱の一部を改正する要綱
 草津市予防接種実施要綱（平成25年草津市告示第253号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

（令和2年度における特例）

- 4 令和2年10月1日から令和2年12月31日までの間、第7条第2項第1号中「1,500円」とあるのは「500円」と読み替えるものとする。

付 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

(令和2年10月1日揭示済み)

草津市告示第299号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市健康福祉部介護保険課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年10月1日

草津市長 橋 川 涉

1 送達すべき書類

- 平成31年度 第10期介護保険料督促状
- 令和2年度 第2期介護保険料督促状
- 令和2年度 第3期介護保険料督促状
- 介護保険料還付通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所別紙のとおり

3 上記の書類については、令和2年10月8日に送達があったものとみなす。

平成31年度第10期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	山本 治	草津市青地町961番地2
2	木村 博	草津市西大路町10番5-254号 シャルマンコーポ
3	松下 勇二	草津市笠山一丁目9番40号 池田興業内

令和2年度第2期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	山本 治	草津市青地町961番地2
2	木村 博	草津市西大路町10番5-254号 シャルマンコーポ
3	二神 康彦	草津市笠山一丁目9番40号

令和2年度第3期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	山本 治	草津市青地町961番地2
2	木村 博	草津市西大路町10番5-254号 シャルマンコーポ
3	松下 勇二	草津市笠山一丁目9番40号 池田興業内
4	二神 康彦	草津市笠山一丁目9番40号
5	吉田 幸男	草津市岡本町601番地2 三洋建設
6	野瀬 久治	草津市西大路町6番36号
7	村尾 節子	草津市東草津一丁目7番19号 ハイツ中川 103号
8	横 治三郎	草津市大跡三丁目5番12号 大跡荘 5号
9	中水 龍哉	草津市東草津一丁目6番25号
10	松嶋 幹雄	草津市東草津一丁目2番13号コーポソレイユ B棟 101号
11	山岡 照男	草津市若草二丁目13番地5
12	山口 ふちえ	草津市南笠東二丁目9番4号
13	田中 安広	草津市野路町683番地パチンコビクトリア内
14	楠 芳樹	草津市野路東三丁目3番3-306号レドンダカサ玉川
15	丸山 幹	草津市野路九丁目7番11-101号 ネバーランドハウス
16	中村 義裕	草津市青地町692番地15サンハイム東草津202号
17	上間 清松	草津市草津三丁目2番6号 光マンション403号

介護保険料還付通知書公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	眞木 一昭	滋賀県長浜市加田町19番地6 老人ホームながはま

(令和2年10月1日揭示済み)

公 告

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
 を交付した。

令和2年9月17日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市追分五丁目12番18号 竹村 泰和	草津市追分南一丁目字荒堀 731番1の一部 外3筆	2,093.91㎡	令和2.9.17	1499

(令和2年9月17日揭示済み)

公 告

草津市立市民総合交流センター等指定管理者の募集について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第3条の規定に基づき、指定管理者を募集するにあたり、下記のとおり公告する。

令和2年9月24日

草津市長 橋 川 涉

- 1 管理を行う公の施設の名称および所在地
草津市立市民総合交流センター
草津市大路二丁目1番35号
草津市立市民総合交流センター自転車自動車駐車場
草津市大路二丁目1番36号
- 2 指定管理者が行う管理の基準および業務の範囲
別紙「草津市立市民総合交流センター等指定管理者募集要項」のとおり
- 3 指定管理者の資格等
別紙「草津市立市民総合交流センター等指定管理者募集要項」のとおり
- 4 指定の期間
令和3年3月1日から令和6年3月31日まで
- 5 申請の方法
別紙「草津市立市民総合交流センター等指定管理者募集要項」のとおり
- 6 その他市長が必要と認める事項
別紙「草津市立市民総合交流センター等指定管理者募集要項」のとおり

(令和2年9月24日揭示済み)

公 告

草津市児童遊園条例（昭和63年草津市条例第11号）第2条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年10月1日

草津市長 橋 川 涉

名称	位置	利用開始の期日
野村松田南見 童遊園	草津市野村五丁目 字松田784番26	令和2年10月1日

(令和2年10月1日揭示済み)

監査委員告示

草津市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項および第7項の規定により定期監査等を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

令和2年9月30日

草津市監査委員 岡 野 則 男

草津市監査委員 山 元 宏 和

1 定期監査

(1) 監査の対象

監査対象機関名	重点的に監査した所属
議会事務局	議事庶務課
総合政策部	職員課
まちづくり協働部	生活安心課
環境経済部	環境政策課 資源循環推進課 くさつエコスタイルプラザ

(2) 監査の時期

令和2年7月1日から令和2年9月10日まで

(3) 監査の範囲および方法

草津市監査委員監査基準に基づき、監査の対象となった事務が関係法令等に適合して正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げているか、また、その組織および運営の合理化に努めているかという観点から、主として令和元年度分について監査を実施した。実施にあたっては、重点項目を定め、前回監査実施時における指摘事項に対する改善状況の確認をはじめ、所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項などを含め、次の着眼点および方法により実施した。

(4) 監査の結果

監査の対象となった事務の執行状況については

概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されていると認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、今後、より適正で経済的、効率的かつ効果的な事務の執行ならびに事業の管理に努められたい。

なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善等を求めた。

(5) 意見および指摘事項

●監査対象：議事庶務課

重点項目
・ 議会運営費のうち政務活動費 ・ 議会運営費のうち議会運営事務費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：職員課

重点項目
・ 人事管理費のうち給与等管理費 ・ 超過勤務命令の上限設定等に伴う各制度の運用について
意見・指摘事項
① 超過勤務時間の上限の運用にあたっては、草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第9条の2の2の規定を遵守し、適正に他律的業務または特例業務の指定がされるよう各所属を指導、徹底されるよう指摘する。 ② 平成31年4月から超過勤務時間の上限が制限されたものの、結果として令和元年度の時間外勤務の状況は、年間360時間超は222人（35.4%）、720時間超では59人（9.4%）となっており、さらに1,000時間を超える職員が16人と職員の健康管理、引いては公務能率の維持・増進に大変憂慮すべき事態である。草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第9条の2の2第3項の規定のとおり、早急に要因の整理、分析および検証を行い、適切に対応されるよう意見する。また、実際に時間外勤務命令を発する所属長をはじめ管理職員が実態を理解し、適正な運用ができる仕組みづくりを検討されたい。

●監査対象：生活安心課

重点項目
・ 市民相談室運営費 ・ 火葬場等管理運営費のうち火葬場管理運営費 ・ 準公金の取扱いについて
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：環境政策課

重点項目
・ ゴミ減量化対策推進費のうちゴミ減量化推進費 ・ 環境対策費のうち自然環境保全啓発推進費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：資源循環推進課

重点項目
・ ゴミ収集費 ・ クリーンセンター管理運営事業費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：くさつエコスタイルプラザ

重点項目
・ ゴミ減量化対策推進費のうち、ゴミ問題を考える草津市民会議活動費補助金 ・ 環境対策費のうちエネルギー対策費 ・ 準公金の取扱いについて
意見・指摘事項
特になし

2 財政援助団体等監査

(1) 監査の対象および監査の実施期日

〔公の施設の指定管理者〕

監査対象団体：特定非営利活動法人 心輪

特定非営利活動法人 熱と光

監査実施期日：令和2年7月9日

(2) 監査の範囲および方法

草津市監査委員監査基準に基づいて、公の施設の指定管理者として事業の執行が、協定書および仕様書に従って実施されているか、出納事務が適正に行われているかの観点から、主として指定管理者制度を導入した初年度である令和元年度分について、人権政策課所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項から次の着眼点および方法により実施した。

(3) 監査の結果

令和元年度における指定管理事業の執行は、原課および財政援助団体とも概ね適正に執行されていると認められた。

しかし、市への報告書や経理事務において改善すべき点が認められたので、より適正で有効かつ効率的な事務の執行が行われるよう、指定管理者と市の双方が連絡を密にし、担当課による適切な指示が行えるよう事務の改善が必要である。

なお、軽微な事項については、関係者に口頭により指導し、改善等を求めたので記述は省略する。

●監査対象：特定非営利活動法人 心輪(人権政策課)

施設名
・草津市立新田会館および草津市立新田教育集会所
指定管理の業務範囲
(1) 事業の企画・運営に関する業務
(2) 施設、設備または備品の維持管理に関する業務
(3) 運営管理業務
(4) 施設の使用等に関する業務
(5) その他施設の管理運営業務

意見・指摘事項

【特定非営利活動法人 心輪】

- ① 当初の計画から変更が生じる場合には、事前に市(担当課)と連絡・調整のうえ業務を進められたい。また協議を行った際には記録を残されたい。
- ② 指定管理業務の経費については、法人の他の経費と明確に分離して適切に管理するとともに、当該年度の指定管理業務に必要となった経費を適正に算入されたい。また、経理規程を整備し、その手続に基づいて会計事務を適切に処理されたい。さらに、食糧費、旅費の増額については、仕様書の規定を遵守とともに、その執行は、市と事前協議を要する意図を参酌され、支出の根拠や必要性、程度など慎重に検討のうえで執行されることが望まれる。
- ③ 修繕料の執行については、施設の保全、安全な利用に向けて臨機の対応も大切ではあるが、市と十分連携、分担しながら、優先度を的確に判断し、計画的な執行に努められたい。

【人権政策課】

- ① 指定管理業務の執行状況について、指定管理者と連携を密にするとともに、毎月の業務報告などを精査、活用して、適時適切な指導により、指定管理業務の適正な執行に努められたい。また、指定管理者から計画の変更につき協議があるときも適切に対応されたい。
- ② 指定管理業務の会計処理に関して、執行状況の確認や履行後の承認などを円滑、適正に行うために、会計処理の基本事項の指導はもちろん、関係規程の整備の指導や支援、また、必要になる書面については例示するなどの標準化や記載方法の説明など一連の事務の適正化に努められたい。また、提出された報告書等を確実に確認するため、チェックリストで具体的に「どの項目」で、「何」を「どのように」「どの程度」、仕様書の要求水準を満たしているかを確認できるよう改善されたい。

あわせて、食糧費、旅費の執行に関しては、あらかじめ支出のルールを取り決めて双方が確認し、適正な執行が図られるよう指導、助言されたい。

- ③ 修繕料の執行については、指定管理者と十分連携し、優先度を勘案しながら、適切な施設の保全と利用者の安全に配慮しながら適正に執行されたい。なお、見込まれていた修繕料は実際と乖離していると思われるので、次期指定管理に向けて、これまでの修繕実績を勘案した指定管理料の積算となるよう見直しを検討されたい。

●監査対象：特定非営利活動法人 熱と光(人権政策課)

施設名
・草津市立橋岡会館および草津市立橋岡教育集会所
指定管理の業務範囲
(1) 事業の企画・運営に関する業務
(2) 施設、設備または備品の維持管理に関する業務
(3) 運営管理業務
(4) 施設の使用等に関する業務
(5) その他施設の管理運営業務

意見・指摘事項

【特定非営利活動法人 熱と光】

- ① 指定管理者の会計と実績報告書の整合がとれていないもの、特に提案事業について、執行した経費を再確認し、適正に事務処理されたい。
- ② 経理規程や日当を含めた旅費の規程を整備し、旅費等の支給をはじめ会計事務が適正に行われるよう改善されたい。なお、リスク管理の観点から小口現金は用途を限定し、金額を必要最低限とするなど管理ルールを作成するよう検討されたい。
- ③ すでに適合しているものの指定管理業務仕様書に規定する人員体制でない状態があったことは遺憾である。指定管理業務に特筆する支障がなかったとはいえ、協定書および仕様書を遵守し、利用者に最適なサービスを提供するよう努められたい。
- ④ 当初の計画から変更が生じる場合や食糧費、旅費の増額を必要とするときは、事前に市(担当課)と連絡、協議のうえ業務を進められたい。また、協議を行った際には記録を残されたい。なお、食糧費、旅費の執行にあたっては、市と事前協議を要する意図を参酌され、支出の根拠や必要性、程度など慎重に検討のうえで執行されることが望まれる。
- ⑤ 指定管理業務の経費については、法人の他の経費と明確に分離して適切に管理するとともに、それぞれの支出を吟味するとともに適切な科目に仕分けされたい。

- ⑥ 修繕料の執行については、施設の保全、安全な利用に向けて臨機の対応も大切ではあるが、市と十分連携、分担しながら、優先度を的確に判断し、計画的な執行に努められたい。

【人権政策課】

- ① 指定管理者の会計と実績報告書の整合がとれていないもの、特に提案事業について、執行した経費を再審査し、指定管理者を適切に指導のうえ、適正に事務処理されたい。
- ② 指定管理者の経理規程や日当を含めた旅費の規程の整備にあたり、適切に指導、助言を行うとともに、その規程に基づいて旅費等の支給をはじめ会計事務が適正に行われるよう改善されたい。なお、リスク管理の観点から小口現金は用途を限定し、金額を必要最低限とするなどの管理ルールを作成するよう指導、助言されたい。
- ③ すでに適合しているものの指定管理業務仕様書に規定する人人体制でない状態があったことは遺憾である。執行状況を常に把握し、適時適切な指導に努められたい。
- ④ 指定管理業務の執行状況について、指定管理者と連携を密にするとともに、毎月の業務報告などを精査、活用して、適時適切な指導により、指定管理業務の適切な執行に努められたい。なお、指定管理者から計画の変更につき協議があるときも適切に対応されたい。また、食糧費、旅費の執行に関しては、あらかじめ支出のルールを取り決めて双方が確認し、適正な執行が図られるよう指導、助言されたい。
- ⑤ 指定管理業務の会計処理に関して、執行状況の確認や履行後の承認などを円滑、適正に行うために、会計処理の基本事項の指導はもちろん、関係規程の整備の指導や支援、また、必要になる書面については例示するなどの標準化や記載方法の説明など一連の事務の適正化に努められたい。また、提出された報告書等を確実に確認するため、チェックリストで具体的に「どの項目」で、「何」を「どのように」「どの程度」、仕様書の要求水準を満たしているかを確認できるよう改善されたい。
- ⑥ 修繕料の執行については、指定管理者と十分連携し、優先度を勘案しながら、適切な施設の保全と利用者の安全に配慮しながら適正に執行されたい。なお、見込まれていた修繕料は実際と乖離していると思われるので、次期指定管理に向けて、これまでの修繕実績を勘案した指定管理料の積算となるよう見直しを検討されたい。

(令和2年9月30日掲示済み)

草津市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和2年9月30日

草津市監査委員 岡野 則 男
草津市監査委員 山元 宏 和

〔定期監査〕

令和2年1月31日告示分および令和2年3月31日告示分

監査対象：介護保険課

意見・指摘事項	措置状況等
草津市介護保険条例施行規則様式第20号の2中、福祉用具貸与・購入状況の項目について、制度改正に伴い追加・変更されている品目等があるの	草津市介護保険条例施行規則様式第20号の2を改正し、制度改正に伴う福祉用具貸与・購入状況の品目等の追加・変更を行っている品目等があるので、当該様式を改正されたい。

監査対象：障害福祉課

意見・指摘事項	措置状況等
障害者福祉センター指定管理業務における事業報告書の記載内容は、仕様書で示している業務内容順にわかりやすく整理し	障害者福祉センター指定管理業務における事業報告書の記載内容を仕様書で示している業務内容順の報告にするよう、今年度の事業計画書から仕様書で示している業務内容順に記載するよう指導しました。

監査対象：交通政策課

意見・指摘事項	措置状況等
各駐車場の定期使用料の還付について、使用者からの申し出による解約に基づく還付を認めるので	各駐車場における使用者からの申し出による解約に基づく定期使用料の還付については、それぞれの条例施行規則で具体的に定め

監査対象：スポーツ保健課

意見・指摘事項	措置状況等
<p>委託業務に関する実績報告の提出および業務の履行確認について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校体力向上プロジェクト業務、中学校体力向上プロジェクト業務ならびにジュニアスポーツフェスティバル KUSATSU2018開催業務の完了にあたっては、精算報告だけでなく、仕様書に基づく事業の実施や目的に対する成果が確認できるよう、実績報告書の提出を仕様書に明示するとともに、当該報告書により業務の履行確認を適正に行われたい。 また、研究報告書など成果物の納品を求める場合は、仕様書に具体的に明示されるよう、契約書および仕様書の見直しを検討されたい。 ・業務の一部をやむを得ず中止する場合は、たとえ契約書を交わしていない案件であってもその旨報告を求めるとともに、契約変更の必要がなくとも委託料の支払理由を明確にして書面で残されたい。 ・精算報告について、1 契約で複数の業務（小学校体力向上プロジェクト業務）を委託する場合は、事業別に経費を分けて報告を求められたい。 	<p>今後も実施を予定している小学校体力向上プロジェクト業務、中学校体力向上プロジェクト業務について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に基づく事業の実施や目的に対する成果が確認できるよう、実績報告書の提出を仕様書に明示するとともに、当該報告書により業務の履行確認を適正に行うよう改善しました。 また成果物の納品について、契約書および仕様書に追記しました。 ・令和 2 年度から、業務の一部をやむを得ず中止する場合は、少額な契約においてもその旨報告を求め、経緯や委託料の支払理由について書面で残す取扱いに変更しました。 ・令和 2 年度から、精算報告について、小学校体力向上プロジェクト業務の事業別に経費を分けて報告する取扱いに変更しました。

監査対象：図書館

意見・指摘事項	措置状況等
<p>草津市立図書館（本館）の施設使用料等の取扱いについて、取納までの期間（長期にわたる現金の</p>	<p>施設利用に係る使用料につきましては、毎月10日までに収納するように改め、現金の取扱いおよび</p>

<p>保管) や収納日が不定期であり、金庫保管金管理表の運用にも疑義があるので、現金保管に係るリスクを考慮した収納方法の改善を検討するとともに、マニュアル（手順書）を作成されたい。また、現金保管は複数人で確認することを徹底されたい。</p>	<p>保管時は、二人以上で確認をするよう改善しました。併せてこれらの取扱いについてマニュアル（手順書）を作成し、職員に対して周知を行いました。</p>
--	---

(令和 2 年 9 月30日 掲示済み)

農業委員会告示

草津市農業委員会告示第 9 号

草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和 2 年10月 1 日

草津市農業委員会

会長 山本 英裕

- 1 期 日 令和 2 年10月12日（月） 午後 1 時30分
- 2 場 所 草津市役所 4 階行政委員会室
- 3 付議案件
 - 1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の報告について（報告）
 - 2) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について（報告）
 - 3) 農地法第18条第 6 項の規定による賃貸借の解約通知について（報告）
 - 4) 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
 - 5) 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
 - 6) 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

(令和 2 年10月 1 日 掲示済み)

上下水道事業告示

草津市上下水道事業告示第24号

草津市給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を草津市給水装置工事事業者に指定したので、同法第25条の3第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和2年9月30日

草津市長 橋 川 渉

1 指定給水装置工事事業者

指定番号	事業者名	代表者名	所在地	電話番号
1299	株式会社エヌ・エス・シー	瀬川 良太	東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル19階	03-5909-2922

2 指定有効期間

令和2年9月30日から令和7年9月29日まで

（令和2年9月30日掲示済み）

訂 正

草津市公報第17号の訂正

令和2年10月1日発行の草津市公報第17号の一部に誤りがありましたので、次のとおり訂正します。

目次中「貢」を「項」に改める。